

(総合型選抜Ⅱ入試)

令和7年度入学試験問題

小論文

(医学部 保健学科 作業療法学専攻)

【注意事項】

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いて見てはならない。
2. 印刷の不鮮明な箇所等がある場合には、申し出ること。
3. 解答用紙1枚と下書き用紙1枚を別に配付してあるので確認すること。
4. 解答は、解答用紙に記入すること。解答用紙以外に記入したものは無効である。
5. 解答用紙の一つのます目に一文字ずつ入れること。
6. 字数は800字以内とする。
7. 解答用紙の指定された欄に、受験番号を記入すること。
8. 配付された解答用紙は、持ち帰らないこと。
9. 配付された問題冊子及び下書き用紙は、持ち帰ること。

問題

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和 5 年 6 月に成立し、令和 6 年 1 月に施行されました。この中で 7 つの基本理念が定められています。

以下の基本理念を読み、認知症の人々が尊厳を持って安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、今後あなたはどのように関わっていくか述べてください。

(制限字数：800字)

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

出典：「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和 5 年 6 月 16 日法律第 65 号)」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab9328&dataType=0&pageNo=1) より抜粋，一部改変